

令和4年度富士・東部広域環境事務組合人事行政運営等状況

【人事行政に関する状況】

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の定数は、富士・東部広域環境事務組合職員定数条例により定められています。

(1) 職員数の状況

区分	職員数		定数	備考
	令和4年度	令和3年度		
事務職	8 (2)	5 (1)	11	
退職者	0 (0)	0 (0)	—	

※ () は再任用職員

※ 会計年度職員は対象外

(2) 地位別職員数の状況（令和5年3月31日現在）

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	事務局長	課長	課長補佐	主幹	主査	主任	主事 主事補
職員数	1 (0)	2 (0)	2 (2)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)

※ () は再任用職員

※ 会計年度職員は対象外

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間及び休暇等は、富士・東部広域環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例により定められています。

(1) 職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	勤務時間
8時30分	17時15分	7時間45分

(2) 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数
16.4日

※ 年次有給休暇には傷病休暇及び特別休暇を含むものとし、暦年（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の実績を公表いたします。

※ 令和4年度においては、本組合の設立時（令和4年2月1日）に6名、新年度（令和4年4月1日）以降に4名の職員が派遣されたため、参考情報として公表させていただきます。

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和4年度）

免職	停職	降任	降給	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況（令和4年度）

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	0人	0人	0人

4. 職員のサービスの状況

本組合における職員のサービスにつきましては、富士・東部広域環境事務組合職員サービス規則の規定により、勤務に当たっては地方公務員法の定めるところに従い、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、言語、容儀を正し、体面を失するような行為を慎み、特に来訪者の応接は、親切丁寧を旨としなければならないとしています。

なお、令和4年度においては、サービス規則に違反するような職員の行為について発生事例はありませんでした。

5. 職員の給与、研修、勤務成績の評定、福祉及び利益の保護に関する状況

職員の給与、研修、勤務成績の評定、福祉及び利益の保護に関する状況について、本組合は構成市町村からの派遣職員により運営等しており、これらにつきましては、それぞれの派遣元市町村の規定を適用することになります。

【公平委員会の業務に関する状況】

6. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	0人
(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	0人